

ガス燃料供給装置の検査に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 GF 編

改正事項

ガス燃料供給装置の検査に関する事項

改正理由

ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する国際規則 (IGF コード) では、燃料供給装置の健全性を確認するための非破壊試験や圧力試験が要求されており、本会も、検査員立会のもと当該試験を実施する旨規定している。

一方、IGF コードでは、ガス燃料の漏洩が検知された場合に備え、警報装置や当該燃料の供給を停止する遮断装置といった各種の安全装置の備え付けが要求されているものの、当該安全装置の試験に関する要件は規定されていない。

当該安全装置は、船舶の安全を確保するための重要な装置であることから、正常に作動することを検査員立会のもと確認するべく、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) ガス燃料供給装置の安全装置が正常に作動することを試験により確認する旨規定した。
- (2) その他、採用するリスク評価の結果に基づき、必要に応じて試験を行う旨規定した。

改正条項

鋼船規則検査要領 GF 編 GF4.2.3, GF14.3.7, GF15.2.2, GF15.4, GF16.7.3